平成２２年（フ）第９３３号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目14番12号
破産者　株式会社エルサルバドール
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３号
岡山県真庭市久世2415番地
破産者　株式会社コアプランニング
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８１７号
熊本県八代市鏡町鏡1159番地11
破産者　株式会社つちや
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６６号
鹿児島県鹿児島市春山町1274―１
破産者　株式会社ＢＢＩＱ九州
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２０５号
札幌市中央区南７条西４丁目ＬＣ五番館５階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南５条西５丁目20番地
破産者　有限会社エムアイカンパニー
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１４号
東京都多摩市豊ケ丘２丁目９番地４―101
破産者　有限会社サンセイエンジニアリング
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４９号
新潟県長岡市東高見２丁目１番地３
破産者　株式会社丘巧芸
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
三重県津市河芸町三行1260番地
破産者　中川　隆郎
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０５５号
京都市中京区御幸町通六角下ル伊勢屋町346番地
破産者　株式会社私塾
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７３号
京都府宇治市木幡正中51番地の22
破産者　株式会社テラシタ工業
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
和歌山市内原997番地の１
破産者　株式会社しのはら
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３号
福岡県直方市大字頓野3634番地の２
破産者　有限会社サクセス
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３７号
宮崎市大字浮田3302番地５
破産者　有限会社西動建設
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３４号
さいたま市北区吉野町１丁目343番地22　セシオンⅡ２号、旧住所さいたま市北区宮原町４丁目106番地４　103号
破産者　朝見　勝芳
１　決定年月日　平成23年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
岩手県東磐井郡藤沢町藤沢字町122番地
破産者　及川　典子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第８２８号
仙台市宮城野区福田町１丁目４番20―406号
破産者　相原　啓助
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２８号
仙台市太白区八木山東１丁目５番８号
破産者　小野美佐江
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９３号
仙台市青葉区中山７丁目６番22号
破産者　松田　浩子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
宮城県大崎市古川西館３丁目１番17号
破産者　三浦まさ子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
山形県天童市大字乱川1297番地２、前住所山形県西村山郡河北町谷地字月山堂593番地の３
破産者　黒坂　　隆
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
山形県天童市大字川原子2968番地の２
破産者　本間　　等
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部